

大口町敬老事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり地域及び社会に貢献された高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表するために実施する大口町敬老事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 大口町敬老事業は、長寿に対する祝い金（以下「祝い金」という。）の支給に関する事業とする。

(祝い金の支給)

第3条 前条の祝い金は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める敬老の日の直近の金曜日（以下「祝い金支給日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者に対して、2万円を支給するものとする。

- (1) 当該年度の4月1日から祝い金支給日まで、引き続き大口町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該年度の12月31日において、99歳に達している者

2 前項の祝い金の支給については、祝い金支給日に町長等が自宅等を訪問して、対象者に支給するものとする。

(その他必要事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、大口町敬老事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成19年大口町告示第51号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年大口町告示第90号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年大口町告示第32号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日 大口町告示第87号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第28号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日 大口町告示第117号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第49号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。